防犯カメラ設置補助金申請の流れ

１　事　前　相　談　表　の　提　出　　６月２日～７月３１日

※自治会、設置場所付近の住民等との合意形成
※桜井警察署等への相談
※事前相談表の提出がなければ、２以降へは進めません。

２　補　助　金　交　付　団　体　の　決　定　　相談表提出者に通知

３　交　付　申　請　書　の　提　出　　９月１日～９月３０日

４　補　助　金　交　付　決　定　　補助指令書の交付で通知

５　防　犯　カ　メ　ラ　設　置　　事業（設置工事）開始

６　事　業　完　了　報　告　書　の　提　出　　事業完了後速やかに

７　補　助　金　額　の　確　定

８　補　助　金　請　求

９　補　助　金　交　付　　請求後、３０日以内に指定の口座に振り込み

１０　防犯カメラ運用状況報告書の提出（設置後）

※　設置した翌年度から防犯カメラを撤去するまでの間、毎年度、報告書の提出を求めることがあります。
（但し、最初の６年間は年度毎に提出してください）